

障害者差別解消法の施行(H28.4)とそれに向けた市の取り組み

■法の施行で求められるもの

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の実施

「不当な差別取扱いの基本的な考え方」

障害者に対して正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所や時間帯などを制限、障害者でないものに対しては付さない条件をつけることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止。

「合理的配慮の考え方」

行政機関や事業者が事業等を行うにあたり、個々の場面において障害者から社会的障壁の除去を求める意思表示があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その障壁を除去するための必要な合理的な取り組み。 例え、

- ・車椅子利用者のために携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡す
- ・筆談、読上げ、手話などによるコミュニケーション等の意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などへの柔軟な対応

「行政機関と事業者が実施するべき差別を解消するための措置」

不当な差別の禁止・・・行政機関及び事業者において一律に法的義務
合理的配慮の提供・・・行政機関等は法的義務 事業者は努力義務

■今後市が実施すること

1 市職員対応要領の作成と職員への説明会

(1) 市職員が適切に対応するための「市職員対応要領」を作成

<作成手順>

1. 障害福祉関係団体へのヒヤリング等の実施（障壁となるもの、求められる配慮の整理）
2. 国の職員対応要領を参考にして、庁内関係課で組織するバリアフリー協議会において内容を協議。
3. 市職員対応要領の策定

<記載事項>

1. 趣旨
2. 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的考え方
3. 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
4. 相談体制の整備

(2) 市職員を対象に、市職員対応要領に基づく説明会の実施（対応要領の周知）

2 啓発活動の実施

- (1) 市民、事業者向けのチラシ等による周知
- (2) ホームページ（逐次情報をアップ）、広報うべによる情報発信
- (3) 国の事業者向けガイドラインに基づき、事業者への普及啓発活動の実施。
- (4) 障害者就労支援ネットワーク会議と連携した企業向け説明会の開催

3 市障害者差別解消支援地域協議会の設置

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的、円滑に行うため、関係機関により構成される組織を設置。

(1) 地域協議会の事務

障害者差別に関する相談等に係る協議

地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議

(2) 想定される構成メンバー

国の機関、地方公共団体、当事者、教育、福祉、医療・保健、事業者等

4 差別に関する相談窓口の設置

既存の相談窓口を活用（相談窓口の明確化、対応する職員の業務の明確化、専門性の向上）